

令和2年4月7日

保護者 各位

保育課長

保育園における新型コロナウイルス感染拡大防止に対する4月以降の保育
について（4月6日時点）（通知）

新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の国内感染拡大をうけ、4月1日に厚生労働省・
文部科学省から新型コロナウイルス感染症の対応について通達がありました。

これを受けまして、各保育園での対応につきましては、下記のとおりといたします。市
域全体で感染拡大防止を図るため、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

- 1 保育園においては、お子さん又は職員の感染が確認されない限り通常保育を実施いた
します。ただし、感染リスクに備えるため家庭保育をされる方は、4月8日（水）17時
までに、その旨を園にお伝えください。
※ 休園される場合、保育料は減免となりませんのでご注意ください。
- 2 登園前にお子さんの体温計測を実施し、発熱等の症状が認められる場合には、園をお
休みください。（職員も同様に対応させていただきます。）
- 3 給食については、現時点では通常通り実施予定です。今後食材の調達が困難になる場
合は、献立の変更等を行うことがありますので、ご了承ください。
- 4 園では、お子さんの体調に充分留意し保育をさせていただきます。保育中に、お子さん
の発熱（37.5度を超える場合）や体調不良等があった場合は、保護者の方にご連絡をさ
せていただき、お迎えをお願いしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
- 5 園児のご家族が罹患された場合は、園児は“濃厚接触者”として、2週間登園自粛して
いただきます。その際、他の保護者へは、個人情報以外の情報を提供させていただきます。
- 6 送迎される保護者の方等が発熱等の症状が認められる場合は、保育園内に入ること
をご遠慮ください。

なお、今回の決定は4月6日時点での対応になりますので、今後の感染の拡大状況を見
ながら、必要に応じて休園等の追加的なお願いをする場合があります。

以上、よろしくをお願いいたします。